

平成 27 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

(1) 証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

(2) 証券検査を巡る環境と課題

証券検査については、その対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約 8,000 社の規模となっている。また、市場参加者の国際的活動が日常化し、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした環境の下、現下の証券検査においては、主に以下の課題に対応していくことが求められている。

- ① 大規模証券会社グループ等については、経済金融情勢や国際的な金融規制に係る議論の動向も踏まえつつ、自社のビジネスモデルに応じた経営管理態勢・リスク管理態勢の高度化に向けた取組みを進めていくことが重要であり、常日頃からグループ全体の状況を把握すること。
- ② 昨今の A I J 問題、M R I 問題、公募増資に関連したインサイダー取引の問題などを踏まえ、金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信託を

傷つける重大な問題に対しては、迅速・的確に検査を実施するとともに、検査においては、個別の法令の規定に係る法令違反の有無を検証するだけでなく、業務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう改めて促していくこと。

- ③ インターネット取引やHFT（高頻度取引）、DMA（ダイレクト・マーケット・アクセス）等が拡大し、取引のインフラをなすシステムの信頼性の確保はその重要性を増しており、顧客の取引や市場に大きな影響を与えないよう、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力すること。
- ④ ファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況を踏まえ、金融商品取引法（以下「金商法」という。）違反行為を行う無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対し、投資者保護の観点から、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限等を活用するとともに、必要に応じて検査結果を公表するなど、関係当局との連携を図りながら引き続き厳正な対応を行うこと。

（3）効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

こうした状況の下、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行い、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある検査を実施していく。

このため、①多様な金融商品取引業者等の業態の特性、②顧客の特性及び③多様化・複雑化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

その上で、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定する。あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努める。

また、市場を巡る横断的なテーマや共通の課題・事項に関する検証が必要な場合には、必要に応じ、複数の検査対象先に対して、特定の検証事項に焦点を絞った検査を実施する。

さらに、経営管理態勢・内部管理態勢等について、検査対象先の業態、規模、特性等を踏まえて双方向の議論を行い、必要に応じて、業務運営の改善を行うよう促していく。

(4) 金融モニタリング基本方針を踏まえた証券検査の実施

金融庁との間で、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングの一体化などの連携を図る。その際には平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針（平成 26 年 9 月）において、資産運用市場の中長期的な発展とともに、金融商品取引業者等の安定的な収益の確保にもつながる「好循環」の実現を目指すという観点から、金融商品取引業者等に関する主な重点施策及び監督上の着眼点として、

- ・顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）
- ・成長資金の供給に向けた機能の発揮
- ・顧客の信頼・安心感の確保等
- ・大規模証券会社グループ等に対するフォワードルッキングなリスク管理及びグローバルな視点からの監督
- ・中小の証券会社、投資運用会社等の経営リスクへの対応

といった項目が掲げられていることを踏まえ、証券検査では、こうした重点施策及び監督上の着眼点により示されている項目にも着目して検査を実施していく。

例えば、投資運用業者について、顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）という観点からは、顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供に向けて、フィデューシャリー・デューティー（注 1）を踏まえた商品開発・運用が行われているか、また、系列の販売会社との間で運用の独立性が適切に確保されているか、証券会社等について、販売商品の選定に当たって、手数料や系列関係にとらわれることなく、顧客のニーズや利益に真に適う商品が提供されているか、といった点についても監督部局と連携の上、実態の把握、より優れた業務運営に向けた検査対象先との双方向の対話を通じた認識の共有に努める。

（注 1）他者の信認を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称。

（注 2）本基本方針については、金融庁が策定する金融モニタリング基本方針等を受けて、機動的に見直すことがあり得る。

2. 証券検査における検証事項

(1) 業態等に応じた重点検証事項

① 大規模証券会社グループ等

大規模証券会社グループ等については、金融モニタリング基本方針等を踏まえて、フォワードルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性や、経営管理態勢・リスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。具体的には、②に示す第一種金融商品取引業者に係る重点検証事項に加え、グローバルな市場の変化に機動的に対応できる経営管理態勢・リスク管理態勢を構築しているか、市場動向の変化に対する財務面の耐性を含めて、損益や自己資本への影響を適切に管理してい

るか、グループ全体の統合的リスク管理態勢・管理手法の妥当性について検証する。また、海外・クロスボーダー業務の拡大や、その中で金融機関が外国当局から多額の罰金を科される事例が国際的に発生していること等を踏まえ、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクの管理態勢の向上に向けた取組みが適切に行われているか検証する。

検査に際しては、オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化などを通じて、監督部局と切れ目のない連携を図り、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握することで課題やリスクを明らかにするとともに、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことで検査をより効率的・効果的に実施する。

② 第一種金融商品取引業者

イ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて引き続き重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報に係る登録・情報隔壁、内部者取引に関する売買の審査、情報の不適切な伝達及び利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ロ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等について引き続き重点的に検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）について検証する。

ハ. DMA等に対する実効性ある売買管理態勢の構築状況の検証

インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特

質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について引き続き重点的に検証する。

二. 有価証券の引受業務の適切性に係る検証

第一種金融商品取引業者等は、有価証券の引受業務により、企業が市場を通じて事業活動のための資金を投資者から調達する仲介機能を担っている。有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について引き続き重点的に検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。さらに、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ホ. 財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係る検査において、顧客分別金信託や顧客区分管理信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金との緊密な連携を図りながら、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理・区分管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について引き続き重点的に検証する。

ヘ. 資金洗浄対策及びテロ資金対策に係る検証

改正犯罪収益移転防止法の施行を踏まえ、取引時確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時に取引を行う目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて引き続き重点的に検証する。

ト. 外国為替証拠金取引業者（FX業者）に係る検証

第一種金融商品取引業者等のうち外国為替証拠金取引業者（FX業者）については、特に自動売買ソフトを利用した取引について適切な対応が行われているか、スリッページについて監督指針や自主規制規則を踏まえた適切な対応が行われているか等について重点的に検証する。また、経済金融情勢の急変等の

可能性も踏まえ、為替変動に対するリスク管理の状況についても重点的に検証する。

③ 第二種金融商品取引業者等（ファンド業者）

第二種金融商品取引業者、自己運用を行う投資運用業者、適格機関投資家等特例業務届出者等の集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（ファンド業者）については、出資金の分別管理の状況（出資金の流用・使途不明等の有無）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し等を行っていないか等の業務運営の適切性を含む法令等遵守状況について、引き続き重点的に検証する。

特に、海外ファンドについては、商品の内容や特性を直接確認することや、国内の法令が直接適用されない場合等には投資者の権利・利益を保護することが困難であることを踏まえ、その販売等を行う業者において、ファンド及びその設定者・運用者等に対して、商品のリスクを反映した十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが行われているか、適合性の原則をはじめとした投資者保護の観点から顧客勧誘等に問題がないかといった点の検証を行う。

④ 投資運用業者等

多くの投資運用業者等において、運用資産に、海外を含む外部のファンドを組み入れている状況が見られ、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが重要となっている。

こうした中、特に、投資一任業者に対する検査において、顧客勧誘等に関し重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、顧客に特別の利益を提供する行為、投資一任業務に係る忠実義務違反、善管注意義務違反等の法令違反行為が認められたことから、情報収集・分析を的確に行って検査実施の優先度の判断を行い、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性、投資勧誘の適切性、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢等を引き続き重点的に検証する。

⑤ 信用格付業者

信用格付業者については、各国金融行政当局との連携等を通じて得られた情報を活用しつつ、利益相反防止、格付プロセスの公正性確保、信用格付行為に関する事務処理の誤りの防止といった観点から業務管理態勢が整備されているか、付与した信用格付や自社の格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

⑥ 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いをする等の法令違反行為等が認められ、中には、海外ファンドから販売手数料等を受領していないとしながら、実際には、海外法人を経由するなどして、海外ファンドの発行者等から顧客の購入額に応じた報酬を受領していた事例もみられた。こうした状況に鑑み、類似の行為が行われていないか、法令等遵守状況、勧誘・説明態勢等について引き続き重点的に検証する。

⑦ 自主規制機関等

自主規制機関については、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

また、金融商品取引所、清算機関、振替機関等については、IOSCOなどが公表した「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、システムリスク管理態勢など、市場インフラとしての機能を円滑かつ適切に果たすための態勢の整備状況等について検証する。

⑧ 適格機関投資家等特例業務届出者

適格機関投資家等特例業務届出者については、③で掲げた虚偽の告知・説明、出資金の流用の有無といった点に加えて、特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行っていないか、顧客の出資状況や運用委託先の運用状況を適切に把握・管理しているか、顧客に運用内容等に関する情報を適切に提供しているか、当局への虚偽報告その他の問題のある業務運営等を行っていないか、といった点についても検証を行い、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。また、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、必要に応じ、禁止命令等の申立てを行う。

⑨ 無登録業者に対する対応

無登録業者によるファンドの販売等といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処して

いく。

(2) 業態横断的な重点検証事項

① 金融商品の勧誘・販売の状況に係る重点検証事項

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な金融商品の勧誘・販売や顧客対応が行われているかについて、引き続き重点的に検証する。

金融商品の勧誘・販売状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適切な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

また、高齢の顧客や少額投資非課税制度（NISA）を利用する投資知識・経験の浅い顧客に対する勧誘・説明態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、投資者が接する機会の多い広告、勧誘資料等に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について、虚偽の表示や著しく人を誤解させるような表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

② システムリスク管理態勢に係る検証

近年の金融取引において、ITシステムは必要不可欠なインフラとなっており、投資者の保護、さらに市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点からも、ITシステムの安定性の確保及び危機管理が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理、サイバーセキュリティ対策及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性及び業務継続計画の実効性について引き続き重点的に検証を行う。その際、経営陣がシステムリスクの重要性を十分に認識しているか、ITシステムに係る投資や運営、リスク管理などに主体的に関与しているか等についても検証する。

③ 反社会的勢力との関係の遮断に係る検証

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応するため、経営陣の適切な関与の下、一元的な管理態勢を構築し、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みを実施しているかについて引き続き重点的に検証する。

(3) 一般検証事項

上記の重点検証事項のほか、金融商品取引業者等検査マニュアル等を活用して、経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢、リスク管理態勢、監査態勢、危機管理態勢等（以下「内部管理態勢等」という。）に係る検証を行う。

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうか留意する。

第2 証券検査基本計画

- (1) 平成27年度においては、計270社（うち財務局等が行うもの220社）を目途として証券検査を実施する。
- (2) 第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資運用業者等及び信用格付業者については、引き続き継続的な検査の対象とする。

投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等については、業態、規模その他の特性及び証券監視委・財務局等の人的資源に比し検査対象業者が多数に及んでいる状況等を踏まえ、法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断し、引き続き、随時に検査を実施する。

自主規制機関については、必要に応じて実施する。
- (3) 第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者については、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査（登録事項検査）を、引き続き実施する。
- (4) 登録金融機関に対する検査については、平成27年度は、検査局・監督部局からの情報、外部から寄せられる情報、オフサイト・モニタリングの結果等を踏まえて、オンサイトでの検証が必要と認められた対象先に対して実施する。
- (5) 適格機関投資家等特例業務届出者については、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、引き続き、適切に検査を実施する。また、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、検査対象先のカバレッジの向上を目指し、検査の実施方法等についてより一層の工夫を行う。
- (6) 平成26年の金商法改正によりクラウドファンディング業者に係る法整備がなされたことを踏まえ、自主規制機関とも連携しつつクラウドファンディング業者に対する検査態勢を整備する。
- (7) 検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等の間で、検査官の相互派遣等により、引き続き、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。

なお、証券監視委及び財務局等の間での、主に第一種金融商品取引業者の本店・支店等に対する合同検査については、平成27年度は、検査対象先に対する負担も勘案しつつ、オフサイト・モニタリング等の結果を踏まえて、オンサイトでの検証が必要と認められた場合に実施する。

(8) 無登録業者に対する調査については、外部から寄せられる情報等を活用し、引き続き、適切に実施する。

(9) 検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られた場合には、証券監視委の使命を十分果たしていくため、厳正に対処していく。

(注) 市場環境の変化や個別業者に関する要因等に応じて、上記の証券検査基本計画によらない機動的な対応が必要となることがあり得る。